

子ども・子育て支援に関する現状と取組について

1. 令和6年度における現状

(1) 待機児童の状況

① 保育園等の待機児童の状況

単位:人

期別	種別	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
令和 6年 4月	利用定員	345	509	608	635	659	669	3,425
	入所児童数	105	414	502	515	545	538	2,619
	待機児童数	5	5	2	1	2	2	17
	入所待ち児童数	20	41	14	3	5	5	88
令和 6年 7月	入所児童数	161	437	507	511	542	535	2,693
	待機児童数	6	5	5	0	3	3	22
	入所待ち児童数	51	49	19	5	9	7	140
令和 5年 7月	入所児童数	181	437	520	549	532	556	2,775
	待機児童数	0	12	0	0	2	1	15
	入所待ち児童数	44	47	7	5	8	5	116

※ 入所児童数については、管外委託児童数を含み、管外受託児童数を除く。

※ 入所待ち児童数については、待機児童数を含む。

② 児童ホームの待機児童の状況

単位:人

期 別	種 別	1 年 生	2 年 生	3 年 生	4 年 生	5 年 生	6 年 生	合 計
令和6年 4 月	利用定員							1,455
	入所児童数	498	426	362	145	39	21	1,491
	待機児童数	0	0	4	46	23	5	78
令和6年 7 月	入所児童数	504	421	356	138	39	22	1,480
	待機児童数	0	0	3	40	17	4	64
令和5年 7 月	入所児童数	461	457	338	131	45	15	1,447
	待機児童数	0	0	7	31	20	7	65

(2) 主な取組について

① こども未来部及び健康推進部の創設

妊娠・出産・子育ての各ライフステージに応じたきめ細かで切れ目のない支援体制を構築と、地域医療や感染症対策の充実を図るため、「健康こども部」を分割し、「こども未来部」と「健康推進部」を新設した。

② こども家庭センターの設置(子育て支援課)

「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を統合した「こども家庭センター」を設置し、妊娠、出産から子育て期にわたり、母子保健分野と児童福祉分野の両面から、切れ目のない一体的な支援を行うことで、さらなる相談支援体制の充実を図る。

③ 保育所等の整備

○ 小規模保育事業所の開設

松崎保育園

施設種類:小規模保育事業A型

設置主体:成田市

所在地:成田市松崎318-2

開所日:令和6年5月1日

利用定員:19人(0歳児:3人 1歳児:8人 2歳児:8人)

○ 公立保育園の整備

- ・ 赤荻保育園の実施設計業務を実施

○ 児童ホームの整備

- ・ 平成児童ホームの建設工事を継続(定員を80人から120人へ拡大、令和6年12月下旬 供用開始予定)
 - ※仮設の児童ホームにおいて、新規の定員を上回る児童を受け入れ中
- ・ 本城児童ホームの建設工事を実施(定員を80人から120人へ拡大、令和7年4月 供用開始予定)

④ こども計画の策定(こども政策課)

現行の「第2期成田市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することから、これまでの計画体系を見直し、「子ども・若者計画」及び「子どもの貧困対策に関する計画」を含む一体的な計画として、新たに「成田市こども計画」を策定する。

⑤ 子ども館の開館日数の拡大(こども政策課)

毎週月曜日、祝日及び第3日曜日、年末年始としていた休所日を、月1回の第3水曜日と年末年始とし、開館日数を拡大した。(令和6年度の開館日数は347日)

⑥ 子どもショートステイ事業の拡充(子育て支援課)

令和6年度から、対象年齢を2歳以上から6か月以上に引き下げるとともに、利用者の負担額を、ひとり親家庭等の状況に配慮し改正した。

⑦ なりた手当の増額(保育課)

私立保育園などに勤務する保育士の給与に本市独自の上乗せ補助を行う「なりた手当」について、月額補助を2万円から4万円に増額し、保育士の処遇改善を図り、さらなる保育士確保に取り組む。

⑧ こども誰でも通園制度の試行的実施(保育課)

国が創設した「こども誰でも通園制度」について、試行的事業の実施自治体として採択され、令和6年6月から赤荻保育園、長沼保育園で実施。

赤荻保育園:午前9時から午前11時まで

長沼保育園:午後1時から午後4時まで

⑨ 先進医療費助成制度の創設(健康増進課)

不妊治療を行う際に、保険診療と先進医療を併用する混合診療のうち、全額自己負担となっている先進医療について、子どもを望まれる方が、より多くの治療の機会を選択できるよう、先進医療費に対する助成を実施する。

⑩ 若年がん患者在宅療養費助成制度の創設(健康増進課)

若年末期がん患者が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して療養生活を送ることができるよう、在宅医療に必要なサービス費用に対し、助成を行う。

⑪ 学校給食費の保護者の負担軽減(学校給食センター)

食材価格が高騰する中、これまで通りの栄養バランスや量を保ちながら計画的に学校給食を提供できるよう、給食費を改定したが、児童生徒に係る給食費増額分について公費負担を行い、子育て世帯に対する経済的負担の軽減を図る。